

公布した規則一覧

令和8年

公布番号	規則名
14	杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則
15	杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
16	杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
17	杉並区組織規則の一部を改正する規則
18	杉並区会計事務規則の一部を改正する規則
19	杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
20	杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
21	杉並区職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
22	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
23	杉並区予算事務規則の一部を改正する規則
24	杉並区組織規則の一部を改正する規則
25	杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則の一部を改正する規則
26	杉並区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則
27	杉並区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則
28	杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
29	杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
30	杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
31	杉並区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
32	杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
33	杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

34	杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
35	杉並区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例第33条第2項に規定する電磁的方法等を定める規則
36	杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則
37	杉並区公印規則の一部を改正する規則
38	杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則の一部を改正する規則
39	杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則
40	杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則
41	杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則
42	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
43	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
44	杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
45	杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
46	杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則
47	杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
48	杉並区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則
49	杉並区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
50	杉並区医療法施行細則の一部を改正する規則
51	杉並区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
52	杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和8年3月4日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第14号

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規
則

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則（平成28年杉並区規則
第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

交付サービス利用停止申請書

杉並区長 宛

次の証明書について、多機能端末機による交付サービスの提供の停止を申請します。

<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
<input type="checkbox"/> 課税（非課税）証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍証明書
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し

		年 月 日		
申請者	住 所	杉並区 丁目 番 号		
		方書（マンション名等）		
	フリガナ		電話番号	
	氏 名			
生年月日	年 月 日			

※ 代理人が申請する場合に御記入ください。

代理人	住 所		
		氏 名	電話番号

第2号様式（第5条関係）

交付サービス利用停止解除申請書

杉並区長 宛

次の証明書について、多機能端末機による交付サービスの提供の停止の解除を申請します。

<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
<input type="checkbox"/> 課税（非課税）証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍証明書
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し

			年 月 日	
申請者	住所	杉並区 丁目 番 号		
		方書（マンション名等）		
	フリガナ			電話番号
	氏名			
生年月日	年 月 日			

※ 代理人が申請する場合に御記入ください。

代理人	住所			
氏名		電話番号		

附 則

- 1 この規則は、令和8年3月10日から施行する。ただし、第1号様式及び第2号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月10日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第15号

杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の給与に関する条例施行規則（昭和50年杉並区規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第4項中「杉並区の指定金融機関その他」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月10日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第16号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年杉並区規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「杉並区（以下「区」という。）の指定金融機関その他」を削る。

第21条第1項第1号中「引き続き任用される期間（区）」を「引き続き任用される期間（杉並区（以下「区」という。））」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第17号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則（昭和50年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項政策経営部の部情報管理課の項中「情報基盤担当係長」を「情報基
統合内

盤担当係長

に改め、同条第1項総務部の部経理課の項中「庁
部情報システム再構築担当係長」

「庁舎管理係
舎管理係」を「庁舎管理係
庁舎整備準備担当係長」に改め、同条第1項区民生活部の部文化・

「交流推進担当係長
交流課の項中「交流推進担当係長」を「多文化共生・交流推進担当係長」に
多文化共生推進担当係長」

改め、同条第1項保健福祉部の部高齢者在宅支援課の項中「日常生活支援事業係」
を「フレイル予防推進係」に改め、同条第1項子ども家庭部の部管理課の項を次の
ように改める。

管理課

庶務係

児童福祉審議会調整担当係長

子ども安全対策担当係長

子ども医療・手当係

ひとり親家庭支援担当係長

子ども政策係

子どもの権利推進担当係長

第7条第1項子ども家庭部の部保育課の項中「保育料担当係長」を「利用助成担
当係長」に、「保育施設建設係」を「保育施設認可係」に、「指導検査担当係長
(2)」を「指導検査担当係長(3)」に改め、同部児童青少年課の項中「子ども

の居場所づくり担当係長（３）」を「事業調整係
子どもの居場所づくり担当係長（２）」に改
める。

第 9 条第 3 項中「区民生活部、」を削る。

第 1 1 条情報管理課の部情報基盤担当係長の項第 5 号を削り、同項の次に次のよ
うに加える。

統合内部情報システム再構築担当係長

- (1) 文書管理事務、庶務事務、財務会計事務等に係るシステムの再構築に
関すること。

第 1 2 条第 1 項経理課の部庁舎管理係の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、
同項の次に次のように加える。

庁舎整備準備担当係長

- (1) 区役所庁舎の改築等に係る検討及び調整に関すること。
- (2) 杉並区役所庁舎整備基金に関すること。

第 1 3 条管理課の部庶務係の項第 6 号中「民営化宿泊施設」を「協定宿泊施設」
に改め、同条文化・交流課の部交流推進担当係長の項中「交流推進担当係長」を
「多文化共生・交流推進担当係長」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 多文化共生の推進に関すること。

第 1 3 条文化・交流課の部多文化共生推進担当係長の項を削る。

第 1 4 条管理課の部地域福祉係の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、
第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 区民葬儀に関すること。

第 1 4 条高齢者施策課の部管理係の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同
部施設整備推進係の項に次の 1 号を加える。

- (2) 民営化した介護老人福祉施設及び通所介護施設等に関すること。

第 1 4 条高齢者在宅支援課の部日常生活支援事業係の項中「日常生活支援事業
係」を「フレイル予防推進係」に改め、同条介護保険課の部認定係の項第 2 号中
「関すること」の次に「（要介護認定の適正化に関することに限る。）」を加える。

第 1 5 条管理課の部を次のように改める。

管理課

庶務係

- (1) 子ども・青少年及び子育て家庭に係る施策の連絡調整に関すること。
- (2) 子育て支援に係る広報及び事業主等への意識啓発に関すること。
- (3) すぎなみ子育てサイトに関すること。
- (4) 児童福祉施設及び関係団体との連絡調整に関すること（他の課、係に属するものを除く。）。
- (5) 児童福祉施設の計画及び建設に関すること（他の部、課、係に属するものを除く。）。
- (6) 子ども食堂への支援に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- (7) 部の調整管理に関すること。
- (8) 部内他の課、係に属さないこと。

児童福祉審議会調整担当係長

- (1) 児童福祉審議会の設置に関する事務等に係る調整に関すること。

子ども安全対策担当係長

- (1) 被措置児童等虐待の防止対策の推進に関すること。
- (2) 被措置児童等虐待に関する通告窓口事務等に係る調整及び運営に関すること。
- (3) 子どもへの性暴力防止対策の準備に関すること。
- (4) 児童養護施設等への入所措置に係る徴収金の徴収に関する事務等に係る調整に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (5) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童養護施設並びに児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業を行う施設の指導検査に関する事務等に係る調整に関すること。
- (6) 福祉職員の人材育成の推進に関すること。

子ども医療・手当係

- (1) 児童手当に関すること。
- (2) 児童育成手当（育成手当）に関すること。
- (3) 児童扶養手当に関すること。

(4) ひとり親家庭等の医療費助成に関すること。

(5) 子どもの医療費助成に関すること。

ひとり親家庭支援担当係長

(1) ひとり親家庭の支援に係る計画調整及び総合相談に関すること。

(2) ひとり親家庭の就業支援に関すること。

(3) ひとり親家庭の子育て支援サービスに関すること。

子ども政策係

(1) 新たな子ども家庭施策に係る総合調整に関すること。

(2) 子ども・青少年施策に係る事業の計画及び子育て支援に係る計画に関すること（他の部、課、係に属するものを除く。）。

(3) 子ども・子育て会議に関すること。

(4) 子どもの意見表明及び意見反映に関すること（他の部、課に属するものを除く。）。

(5) 子どもの貧困の解消に向けた対策の連携、推進等に係る調整に関すること。

子どもの権利推進担当係長

(1) 子どもの権利救済委員に関すること。

(2) 子どもの権利の保障に関すること（他の部、課、係に属するものを除く。）。

第15条保育課の部管理係の項第1号中「（指定管理保育所を除く。）」を削り、同部認定・入園係の項第2号中「及び施設等利用給付認定」を削り、「除く。）」の次に「及び乳児等支援給付認定」を加え、同部保育料担当係長の項を次のように改める。

利用助成担当係長

(1) 特定教育・保育施設の利用者負担額の無償化に関すること（他の係に属するものを除く。）。

(2) 施設等利用給付認定（区立子供園及び私立幼稚園等に係るものを除く。）に関すること。

(3) 特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。

- (4) 認証保育所等保育料負担軽減事業に関する事。
- (5) ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）に関する事。
- (6) 認可保育所等の利用者負担に係る滞納金の徴収及び整理並びに滞納処分に関する事。

第15条保育課の部子供園・幼稚園係の項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 特定教育・保育施設、特定乳児等通園支援事業者及び特定子ども・子育て支援施設の確認に関する事（区立子供園及び私立幼稚園等に係るものに限る。）。
- (5) 施設型給付費等、施設等利用費及び乳児等支援給付費等の支払に関する事（区立子供園及び私立幼稚園等に係るものに限る。）。

第15条保育課の部保育施設給付係の項第2号を次のように改める。

- (2) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者の確認に関する事（区立子供園及び私立幼稚園等に係るものを除く。）。

第15条保育課の部保育施設給付係の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 施設型給付費等、地域型保育給付費等及び乳児等支援給付費等の支払に関する事（区立子供園及び私立幼稚園等に係るものを除く。）。

第15条保育課の部保育施設建設係の項を次のように改める。

保育施設認可係

- (1) 保育所の設置並びに家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可等に関する事。
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関する事務等に係る調整に関する事。
- (3) 前2号の認可に当たっての児童福祉審議会への意見聴取等に関する事。
- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く。）の認定等に関する事務等に係る調整に関する事。

(5) 保育所等の内容変更の届出に当たっての事前協議に関すること。

(6) 保育施設の整備及び園庭の確保の支援に関すること。

第15条児童青少年課の部管理係の項の次に次のように加える。

事業調整係

(1) 子どもの居場所づくりの推進に係る検討及び総合調整に関すること
(他の部、課に属するものを除く。)

(2) 児童館の指導検査等に関する事務等に係る調整に関すること。

第16条管理課の部交通企画係の項第2号中「南北バス交通」の次に「及びグリーンスローモビリティ」を加え、同条住宅課の部空家対策係の項第6号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同条建築課の部建築企画係の項に次の1号を加える。

(14) 擁壁の安全対策に係る助成に関すること。

第16条建築課の部監察係の項に次の1号を加える。

(4) 工事現場の危害の防止指導に関すること。

第16条建築課の部建築防災係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項に次の1号を加える。

(7) 擁壁の安全対策に係る支援に関すること。

別表第2(1)政策経営部情報システム担当課長の項中「及び住民情報担当係長」を「、統合内部情報システム再構築担当係長及び住民情報担当係長」に改め、同表(1)総務部人材育成担当課長の項の次に次のように加える。

総務部庁舎整備準備担当課長	庁舎整備準備担当係長が所掌する事務
---------------	-------------------

別表第2(1)総務部危機管理室地域安全担当課長の項の次に次のように加える。

総務部危機管理室地域防災担当課長	防災担当係長が所掌する事務のうち、第12条第2項防災課の部防災担当係長の項第11号から第16号までに掲げるもの
------------------	---

別表第2(1)区民生活部地域施設担当課長の項の次に次のように加える。

--	--

区民生活部ふるさと納税担当課長	ふるさと納税担当係長が所掌する事務
-----------------	-------------------

別表第2（1）保健福祉部地域包括ケア推進担当課長の項中「日常生活支援事業係」を「フレイル予防推進係」に改め、同項の次に次のように加える。

子ども家庭部子ども安全対策担当課長	子ども安全対策担当係長が所掌する事務
-------------------	--------------------

別表第2（1）子ども家庭部子ども政策担当課長の項中「子ども政策担当係長」を「子ども政策係」に改め、同表（1）子ども家庭部保育施設担当課長の項中「保育施設建設係」を「保育施設認可係」に改め、同表（2）区民生活部副参事（ふるさと納税担当）の項を削り、子ども家庭部副参事（一時保護施設準備担当）の項の前に次のように加える。

子ども家庭部副参事（児童法務準備担当）
子ども家庭部副参事（児童相談支援準備担当）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第18号

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則

杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「教育委員会事務局学校ICT担当課長及び済美教育センター教育相談担当課長」を「杉並区教育委員会事務局処務規則（昭和54年杉並区教育委員会規則第18号）別表第2左欄に掲げる担当課長」に改める。

第8条第1項第7号中「保育料担当係長」を「利用助成担当係長」に改める。

第10条第2項中「50万円」を「杉並区契約事務規則別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める金額」に改める。

第51条第4号中「、氏名及び級」を「及び氏名」に改める。

第76条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者が認めるときは、他の方法によることができる。

第78条第1項第22号を削り、同項第23号を同項第22号とし、同項に次の1号を加える。

（23）生活応援臨時給付金

別表子ども家庭部児童青少年課管理係長の項中「除く。）」の次に「及び地域子育て支援課（杉並区立子ども・子育てプラザ条例（平成28年杉並区条例第24号）第3条第2号に規定する一時預かり事業に係る事務に限る。）」を加え、同表教育委員会事務局学校支援課学校開放担当係長の項を次のように改める。

教育委員会事務局地域の学び推進課 学校開放担当係長	教育委員会事務局地域の学び推進課
------------------------------	------------------

第26号様式中「コード
名称」を削る。

第34号様式から第34号の3様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第76条第1項にただし書を加える改正規定、第78条第1項第22号を削り、同項第23号を同項第22号とし、同項に1号を加える改正規定、別表子ども家庭部児童青少年課管理係長の項の改正規定、第26号様式及び第34号様式から第34号の3様式までの改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第34号様式から第34号の3様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月16日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第19号

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年杉並区規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の改正規定中「100分の92.5」を「100分93.75」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月16日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第20号

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年杉並区規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

第3条の2第6項中「又は育児部分休業」を「、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇」に、「介護休暇により」を「介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月16日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第21号

杉並区職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の管理職手当に関する規則（平成19年杉並区規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表1の部行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が6級であるものの項中「127,600円」を「135,300円」に、「101,000円」を「106,500円」に改め、同部行政職給料表（一）、医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級であるもののうち特別区人事委員会の承認を得て区長が別に定める重要かつ困難な事務を処理する課長の職にあるもの（以下「重要困難課長」という。）の項中「101,500円」を「106,000円」に、「73,200円」を「77,400円」に改め、同部行政職給料表（一）、医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級であるもの（重要困難課長を除く。）の項中「92,300円」を「96,300円」に、「66,500円」を「70,300円」に改め、同表2の部その属する職務の級が3級である職員の項中「142,400円」を「144,100円」に、「107,200円」を「108,400円」に改め、同部その属する職務の級が2級である職員の項中「94,800円」を「107,500円」に、「73,100円」を「80,700円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第22号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年杉並区規則第52号）の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「、公布の日」を「公布の日から、同表の改正規定（同表杉並区立堀ノ内東保育園の項を削る部分に限る。）は杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例（令和7年杉並区条例第35号）附則第1項ただし書に規定する規定（杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例（昭和36年杉並区条例第19号）第1条第1項の改正規定（同項の表杉並区立堀ノ内東保育園の項を削る部分に限る。）に限る。）の施行の日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区予算事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第23号

杉並区予算事務規則の一部を改正する規則

杉並区予算事務規則（昭和39年杉並区規則第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「教育委員会事務局学校ICT担当課長及び済美教育センター教育相談担当課長」を「杉並区教育委員会事務局処務規則（昭和54年杉並区教育委員会規則第18号）別表第2左欄に掲げる担当課長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 2 4 号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則（昭和 5 0 年杉並区規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項子ども家庭部の部保育課の項中「管理係」を「管理係
堀ノ内東保育園施設

担当係長」に改める。

第 1 1 条情報管理課の部番号制度・情報セキュリティ担当係長の項第 1 号を次のように改める。

(1) 情報セキュリティに関すること。

第 1 5 条保育課の部管理係の項の次に次のように加える。

堀ノ内東保育園施設担当係長

(1) 堀ノ内東保育園の施設管理及び利用に関すること。

別表第 3 保健福祉部の部 4 の項中「杉並区井草三丁目 1 8 番 1 4 号」を「杉並区井草五丁目 1 9 番 1 2 号」に改め、同表子ども家庭部の部 1 の項中

杉並区立宮前保育園	杉並区宮前二丁目 2 4 番 3 8 号	を
杉並区立宮前保育園	杉並区宮前二丁目 2 4 番 3 8 号	に改
杉並区立堀ノ内東保育園	杉並区堀ノ内三丁目 4 9 番 1 9 - 1 0 1 号	

める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 保健福祉部の部 4 の項の改正規定は、同年 5 月 7 日から施行する。

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第25号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則の一部を改正する規則
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則（平成9年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表1 杉並区立方南児童館の部永福南学童クラブの項中「120」を「136」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第26号

杉並区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立自転車駐車場条例施行規則（平成6年杉並区規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「支払い」を「納付（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に使用料の納付を委託する場合にあっては、使用料の納付を委託）し」に改める。

第4条第5項中「ちょう付」を「貼付」に改め、同条に次の1項を加える。

6 前各項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する駐車場の定期使用の手続については、区長の承認を得て指定管理者が定める。

第9条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する駐車場の定期駐車券及び駐車票の再交付の手続については、区長の承認を得て指定管理者が定める。

第14条中「第6条の2の見出し及び」を「第3条の3第2項及び第4項、第6条の2（見出しを含む。）、第7条（見出しを含む。）、第8条（見出しを含む。）並びに」に、「第6条の2の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と」を「第3条の3第2項及び第4項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条の2の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「1時間」とあるのは「区長の承認を得て指定管理者が定める時間」と、第7条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「条例第5条」とあるのは「条例第18条第5項の規定により読み替えて準用される条例第5条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「使用申請の際に提出する使用申請書兼使用料減免申請書にその旨を記載しなければ」とあるのは「区長の承認を得て指定管理者が定める方法により、指定管理者に利用料金の減額又は免除を申請しなければ」と、第8条の見出し中「使用料」とあ

るのは「利用料金」と、同条第1項中「条例第6条ただし書」とあるのは「条例第18条第5項の規定により読み替えて準用される条例第6条ただし書」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「使用料還付請求書（第6号様式）を区長に提出しなければ」とあるのは「区長の承認を得て指定管理者が定める方法により、指定管理者に利用料金の還付を申請しなければ」とに改める。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

別表第1 杉並区立新高円寺地下自転車駐車場の項中

午前4時45分から翌日の午前0時30分まで	午前4時45分から翌日の午前0時30分まで	を
午前4時45分から翌日の午前0時30分まで		に改め、同表杉並

区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場の項中

午前6時30分から午後12時まで	を		に改め、
------------------	---	--	------

同表杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場の項中

午前7時から午後12時まで	を		に改め、
---------------	---	--	------

同表杉並区立高円寺北自転車駐車場の項中

午前4時から午後12時まで	を		に改め、
---------------	---	--	------

同表杉並区立西永福北自転車駐車場の項を削る。

別表第2 (2) 杉並区立久我山北自転車駐車場の項の次に次のように加える。

杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場

別表第2（2）杉並区立西永福北自転車駐車場の項及び杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場の項を削り、同表に次のように加える。

杉並区立南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

杉並区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第27号

杉並区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の職名に関する規則（昭和46年杉並区規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第5号を次のように改める。

5 技能系 自動車運転 介護指導 電話交換 警備 土木作業 調理 用務
学童擁護 施設作業 家庭奉仕 清掃車運転 清掃車整備 清掃作業 設備管
理

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第28号

杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の給与に関する条例施行規則（昭和50年杉並区規則第17号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年4月における改正後の第9条第11号の規定の適用については、同号中「健康管理休暇」とあるのは、「健康管理休暇（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和8年杉並区規則第28号）による改正前の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第9条第11号に規定する生理休暇を含む。）」とする。

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第29号

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年杉並区規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第17号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年6月に支給する勤勉手当に関する欠勤等日数の算定については、令和7年12月2日から令和8年6月1日までの間に取得された改正前の第3条の2第1項第17号に規定する生理休暇（杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）第18条第1項の規定により給与額が減額される期間に限る。）は、改正後の第3条の2第1項第17号に規定する健康管理休暇（同条例第18条第1項の規定により給与額が減額される期間に限る。）とみなす。

杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第30号

杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年杉並区規則第8号）の
一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号及び第2項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第31号

杉並区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年杉並区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第24条の2第3項第1号」を「第24条の2第3項」に改め、「勤務は、」の次に「同条第1項本文の」を加える。

第3条第2項を削る。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 次に掲げる場合には、条例第24条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第10条第1項の規定に基づき指定する職員及び特定任期付職員がした条例第24条の2第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。

- (1) 条例第24条の2第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第24条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項本文の勤務をした場合

附則第2項中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第32号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年杉並区規則第30号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第22条第1項に規定する健康管理休暇の請求は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第33号

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年杉並区規則第35号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第25条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第25条第1項に規定する健康管理休暇の請求は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第34号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年杉並区規則第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第4項中「3月で除して」を「12月で除して得た数に4を乗じて」に改める。

第9条中「第8号」を「第7号」に改め、同条第11号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年4月における改正後の第9条第11号の規定の適用については、同条中「健康管理休暇」とあるのは、「健康管理休暇（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和8年杉並区規則第34号）による改正前の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第9条第11号に規定する生理休暇を含む。））」とする。
- 3 令和8年6月に支給する勤勉手当に関する欠勤等日数の算定については、令和7年12月2日から令和8年6月1日までの間に取得された改正前の第24条の2第1項第11号に規定する生理休暇（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並区条例第18号）第9条第1項の規定により給与が減額される期間並びに同条例第23条第1項又は第2項の規定により報酬が減額される期間及び同条例第3項の規定により報酬が支給されない期間に限る。）は、改正後の第24条の2第1項第11号に規定する健康管理休暇（同条例第9条第1項の規定により給与が減額される期間並びに同条例第23条第1項又は第

2項の規定により報酬が減額される期間及び同条第3項の規定により報酬が支給されない期間に限る。)とみなす。

杉並区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例第33条第2項に規定する電磁的方法等を定める規則を公布する。

令和8年3月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第35号

杉並区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例第33条第2項に規定する電磁的方法等を定める規則

(書面等の交付に代わる記載事項の提供に係る電磁的方法)

第1条 杉並区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例(令和8年杉並区条例第5号。以下「条例」という。)第33条第2項に規定する電磁的方法は、次に掲げるものとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次に掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。イにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者(同法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。イにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第33条第2項に規定する記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、当該乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに条例第33条第2項に規定する記載事項を記録したものを交付する方法

(書面等による同意に代わる同意の取得に係る電磁的方法)

第2条 前条の規定は、条例第33条第6項において準用する同条第2項に規定する電磁的方法について準用する。この場合において、前条第1号イ中「条例第33条第2項に規定する記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同条第2号中「条例第33条第2項に規定する記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「を交付する」とあるのは「の交付を受ける」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第36号

杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和53年杉並区規則第66号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第7条の2第4項」の次に「若しくは第18条第25項」を加え、同項第7号中「第8条の19第1項」を「第8条の19」に改め、同項第18号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、同条第2項中「第7条の2第4項」の次に「若しくは第18条第25項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第18号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第37号

杉並区公印規則の一部を改正する規則

杉並区公印規則（昭和37年杉並区規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4 専用杉並区長印の部8の2の項中「教育委員会事務局庶務課長」を「教育委員会事務局教育総務課長」に改め、同部13の2の項中「及び特別永住者証明書」を「、特定在留カード、特別永住者証明書及び特定特別永住者証明書」に改め、同表の6 専用杉並区長職務代理者印の部40の2の項中「教育委員会事務局庶務課長」を「教育委員会事務局教育総務課長」に改め、同表の14 杉並区事業所印の部99の項及び同表の15 杉並区事業所長印の部126の項中「（指定管理保育所を除く。）」を削り、同表の23 附属機関印の部中「上記」を「左記」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の4 専用杉並区長印の部13の2の項の改正規定は、同年6月14日から施行する。

杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第38号

杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則（昭和43年杉並区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同条第5項中「第1項第6号及び第7号」の次に「並びに第5項第6号及び第7号」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 第1項第1号から第7号まで及び前3項の規定にかかわらず、事業資金の用途に、別に定める人材雇用等の創出を図るための費用が含まれる者に係る次の各号に掲げる事業資金の利子補給率は、それぞれ当該各号に定める率とする。

- (1) 普通資金 年0.87パーセント
- (2) 短期運転資金 年0.83パーセント
- (3) 小規模企業小口資金 年1.4パーセント
- (4) 経営基盤強化資金及び新事業展開資金 年1.53パーセント
- (5) 創業支援資金 年1.8パーセント
- (6) 経営安定運転特例資金 年1.62パーセント
- (7) 経営安定運転特例小口資金 年1.47パーセント

6 第1項第1号から第7号まで、第2項（第2号を除く。）、第3項、第4項並びに前項第1号及び第3号から第5号までの規定にかかわらず、事業資金の用途に、別に定める環境負荷軽減の促進を図るための費用が含まれる者に係る次の各号に掲げる事業資金の利子補給率は、それぞれ当該各号に定める率とする。

- (1) 普通資金 年0.87パーセント
- (2) 小規模企業小口資金 年1.4パーセント
- (3) 経営基盤強化資金及び新事業展開資金 年1.53パーセント
- (4) 創業支援資金 年1.8パーセント

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に普通資金、短期運転資金、小規模企業小口資金、経営基盤強化資金、新事業展開資金、創業支援資金、経営安定運転特例資金及び経営安定運転特例小口資金の融資を受けている者の当該普通資金、短期運転資金、小規模企業小口資金、経営基盤強化資金、新事業展開資金、創業支援資金、経営安定運転特例資金及び経営安定運転特例小口資金については、なお従前の例による。

杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第39号

杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則

杉並区介護保険に関する規則（平成12年杉並区規則第107号）の一部を次のように改正する。

第23条中「第21条第2項」を「第21条第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 4 0 号

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則

杉並区保健所長委任規則（平成 1 2 年杉並区規則第 1 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 3 号ウ中「若しくは助産所」を「、助産所若しくはオンライン診療受診施設」に改め、同号ケ中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改め、同号ヤ中「及び助産所台帳」を「、助産所台帳及びオンライン診療受診施設台帳」に改め、同号中ヤをワとし、モをヨとし、メをユとし、ムをモとし、その次に次のように加える。

ヤ 政令第 4 条の 7 の規定による診療所を開設する一般社団法人の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の届出の受理

第 1 条第 3 3 号中ミをメとし、マをミとし、その次に次のように加える。

ム 政令第 4 条第 4 項の規定によるオンライン診療受診施設の届出事項の変更の届出の受理

第 1 条第 3 3 号中ホをマとし、ヒからへまでをフからホまでとし、同号ハ中「及び助産所」を「、助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同号ハを同号ヒとし、同号ノ中「助産所に」を「助産所の開設者及び管理者並びにオンライン診療受診施設の設置者に」に改め、「開設者」の次に「並びにオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「及び助産所の運営」を「、助産所及びオンライン診療受診施設の運営」に改め、同号ノを同号ハとし、同号ネ中「助産所」の次に「の開設者及び管理者並びにオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「徴取及び」を「徴収並びに診療所、助産所及びオンライン診療受診施設への」に改め、同号ネを同号ノとし、同号ヌ中「病院」の次に「の開設者及び管理者」を加え、同号中ヌをネとし、セからニまでをソからヌまでとし、同号ス中「及び助産所の廃止」を「、助産所及びオンライン診療受診施設の廃止」に改め、「開設者」の次に「並びにオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「失そう」を「失踪」に改め、同号スを同号セと

し、同号シ中「失そう」を「失踪」に改め、同号シを同号スとし、同号サ中「及び助産所」を「、助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同号中サをシとし、コをサとし、ケの次に次のように加える。

コ 法第8条の2の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出の受理
第1条第58号カ中「第15項及び第16項」を「第13項及び第14項」に改める。

第2条中「ネ及びノ」を「ノ及びハ」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条第58号カの改正規定は、同年5月1日から施行する。

杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第41号

杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区児童育成手当条例施行規則（昭和46年杉並区規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「又は第10号の2」を「、第10号の2又は第12号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 (第7条関係)

児童育成手当認定申請書				認定番号	第	号	所得額等の計算				
杉並区長 宛 以下のとおり、児童育成手当の受給資格及び額の認定を申請します。				年	月	日	同一生計配偶者及び扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除く。）の合計数（うち、ア 同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の合計数、イ 特定扶養親族の数、ウ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数）				人
申請者	フリガナ氏名		障害の有無	有・無	フリガナ氏名		(ア) 人				
	個人番号		配偶者の有無	有・無	個人番号		(イ) 人				
	生年月日	年 月 日	児童との続柄	母・父・養育者	住所	(申請者と異なる場合に御記入ください。)	上記以外で前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童				
	住所	杉並区 丁目 番 号			1月1日現在の住所	(1月～5月は前年、6月～12月は本年)	上記と異なる場合に御記入ください。				
支払金融機関	自宅電話 ()		携帯電話 ()		1月1日現在の住所		上記と異なる場合に御記入ください。				
	日中の連絡先 ()		普通預金 口座番号				総所得金額				
			銀行 信用金庫 信用組合				退職所得金額				
			店		(口座名義について) 口座名義は申請者本人に限ります。金融機関への登録名や読み方が異なる場合のみ御記入ください。(フリガナ)		山林所得金額				
支給要件児童	フリガナ氏名 生年月日 個人番号		続柄	受給事由	父母について	別居の場合	長期譲渡所得の金額				
			同居・別居	監護等を始めた日	氏名 生年月日	住所	短期譲渡所得の金額				
	年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	父	勤務先・学校名等	土地等に係る事業所得等の金額				
	年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	母		先物取引に係る雑所得等の金額				
	年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	父		特例適用利子等の額				
	年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	母		特例適用配当等の額				
	年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	父		条約適用利子等の額				
	年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	母		条約適用配当等の額				
	年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	父		所得合計 (A)				
	年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	母		障害者（特別障害者を除く。）控除額 (人)は、障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数				
	年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	父		特別障害者控除額 (人)は、特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数				
	年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	母		寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除				
年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	父		雑損控除					
年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	母		医療費控除					
年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	父		小規模企業共済等掛金控除					
年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	母		配偶者特別控除					
年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	父		特定親族特別控除					
年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	母		一律控除					
年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	父		控除合計 (B)					
年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	母		控除後の所得額 (A)-(B)					
年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	父		所得限度加算額					
年 月 日		同・別	ア離婚 イ死亡 ウ父母障害 エ生死不明 オ遺棄 カ保護命令 キ拘禁 ク未婚 ケ児童障害 コその他	母							

児童育成手当の受給資格及び額に関する審査のため、区が必要な年度の地方税関係情報を取得し、及び区が保有する個人情報を利用することに同意します。

同意者 _____

同意者 _____

第8号様式（表）を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項第1号並びに第1号様式及び第8号様式（表）の規定は、令和8年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第42号

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成2年杉並区規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「又は第10号の2」を「、第10号の2又は第12号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 (第13条関係)

杉並区長宛 医療証交付申請書 年 月 日
 以下のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療証の交付を申請します。

申請者		医療証番号		所得の状況											
フリガナ 氏名		障害の有無 有・無		生活保護の受給状況 年 月から受給・非受給・申請中		年分所得		申請者		配偶者・扶養義務者 (申請者との続柄)		扶養義務者 (申請者との続柄)			
個人番号		配偶者の有無 有・無		児童育成手当の受給状況 年 月から受給・非受給・申請中		氏名		()		()		()		()	
生年月日 年 月 日		児童との続柄 母・父・養育者		児童扶養手当の受給状況 年 月から受給・非受給・申請中		個人番号									
住所 杉並区 丁目 番 号		氏名		確認書 類番号		等級		前年1月1日時点の住所 (上記と異なる場合に御記入ください)							
自宅電話 () 携帯電話 ()		障害名		障害の程度		級 度		同一生計配偶者及び扶養親族 (控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除く。)の合計数 (うち老人扶養親族の数 (申請者については、ア 同一生計配偶者 (70歳以上の者に限る。)及び老人扶養親族の合計数、イ 特定扶養親族の数、ウ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))		人		人		人	
前年1月1日時点の住所 (上記と異なる場合に御記入ください)		氏名		障害の程度		級 度		上記以外で前前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童		人		人		人	
加入医療保険の状況		保険の種類		確認書類 1 身障手帳 2 愛の手帳 3 診断書 4 特別児童扶養手当受給証明書 5 その他 ()		養育費等		円		円		円		円	
被保険者氏名		付加給付の有無 有・無		障害の有無		母又は父が受け取った額		円		円		円		円	
被保険者等記号・番号等		保険者名称		障害の有無		母又は父が受け取った額の8割相当額A		円		円		円		円	
保険者番号		障害の有無		障害の有無		児童が受け取った額		円		円		円		円	
フリガナ 氏名 生年月日 個人番号		続柄		父母について 氏名/生年月日		障害の有無		合計 A+B		円		円		円	
同居・別居		父・母の状況 監護又は養育を始めた日		障害の有無		対象・非対象の別		本人・(人)		円		円		円	
本人		父		障害の有無		対象		本人・(人)		円		円		円	
同・別		母		障害の有無		非対象		本人・(人)		円		円		円	
同・別		父		障害の有無		対象		本人・(人)		円		円		円	
同・別		母		障害の有無		非対象		本人・(人)		円		円		円	
同・別		父		障害の有無		対象		本人・(人)		円		円		円	
同・別		母		障害の有無		非対象		本人・(人)		円		円		円	
同・別		父		障害の有無		対象		本人・(人)		円		円		円	
同・別		母		障害の有無		非対象		本人・(人)		円		円		円	
同居の親族の氏名・申請者との続柄		父		障害の有無		対象		本人・(人)		円		円		円	
ひとり親家庭等に係る医療費の助成を受ける資格に関する審査のため、区が必要な年度の地方税関係情報を取得し、及び区が保有する個人情報を利用することに同意します。		母		障害の有無		非対象		本人・(人)		円		円		円	
		同意者		同意者		同意者		円		円		円		円	
		同意者		同意者		同意者		円		円		円		円	

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条第2項第1号及び第1号様式の規定は、令和9年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の一部の施行期
日を定める規則を公布する。

令和8年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第43号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の一部の施
行期日を定める規則

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例（令和7年杉並
区条例第35号）附則第1項ただし書に規定する規定（杉並区立保育所及び小規模
保育事業所条例（昭和36年杉並区条例第19号）第1条第1項の改正規定（同項
の表杉並区立堀ノ内東保育園の項を削る部分に限る。）に限る。）の施行期日は、
令和8年6月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第44号

杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の給与に関する条例施行規則（昭和50年杉並区規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「短期掛金」を「短期・子育て」に、

「

所得控除				
生命保険料	地震保険料	小規模共済	配偶者（特別）控除	計

を

「

所得控除					
生命保険料	地震保険料	小規模共済	配偶者（特別）控除	特親控除	計

に、

「

その他

を

その他	特親
-----	----

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第45号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年杉並区規則第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「とする」を「及び条例第8条に規定する特殊勤務手当（杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年杉並区条例第6号。次項において「特勤条例」という。）第2条第4号に掲げる清掃業務手当に限る。以下この項において同じ。）とし、その月額、日額又は時間額は、次の表の左欄に掲げる額の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする」に改め、同条第2項中「とする」を「及び条例第22条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬（特勤条例第2条第4号に掲げる清掃業務手当に相当するものに限る。以下この項において同じ。）とし、その月額、日額又は時間額は、次の表の左欄に掲げる額の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする」に改め、同項に次の表を加える。

額の種別	額
月額	条例第21条に規定する地域手当に相当する報酬の月額及び条例第22条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の月額（特勤規則別表支給額の欄に規定する日額に、条例第27条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を基礎として算出する報酬に係る勤務等の事実があった日の属する会計年度における当該パートタイム会計年度任用職員に割り振られた勤務日数の1月当たりの平均の数（1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を乗じて得た額）を合算した額

日額	条例第21条に規定する地域手当に相当する報酬の日額及び条例第22条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の日額（特勤規則別表支給額の欄に規定する日額）を合算した額
時間額	条例第21条に規定する地域手当に相当する報酬の時間額及び条例第22条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の時間額（特勤規則別表支給額の欄に規定する日額を、条例第27条第3号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を基礎として算出する報酬に係る勤務等の事実があった日の属する会計年度における当該パートタイム会計年度任用職員に割り振られた勤務時間の数の1日当たりの平均の数（1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））を合算した額

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第17条の規定は、この規則の施行の日以後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並区条例第18号）第9条から第12条まで及び第23条から第26条までに規定する勤務に係る勤務1時間当たりの報酬額の算出基礎となる手当及び勤務1時間当たりの報酬額の算出基礎となる手当に相当する報酬の額について適用し、同日前の勤務に係る勤務1時間当たりの報酬額の算出基礎となる手当及び勤務1時間当たりの報酬額の算出基礎となる手当に相当する報酬の額については、なお従前の例による。

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第46号

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和47年杉並区規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条の5第2項第1号中「又は第10号の2」を「、第10号の2又は第12号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第1条の5第2項第1号の規定は、令和8年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第47号

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年杉並区規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の6第2項第5号から第7号までを次のように改める。

(5) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(6) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該市町村民税に係る所得が生じた年分の所得税につき、所得税法第83条の2の規定により控除を受けた額

(7) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第12号に規定する控除を受けた者については、当該市町村民税に係る所得が生じた年分の所得税につき、所得税法第84条の2の規定により控除を受けた額

第2条の6第2項に次の1号を加える。

(8) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の6第2項の規定は、令和8年9月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第48号

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則（昭和52年杉並区規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第2項第1号中「又は第10号の2」を「、第10号の2又は第12号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の5第2項第1号の規定は、令和8年8月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

杉並区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第49号

杉並区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

杉並区食品衛生法施行細則（昭和50年杉並区規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3号様式（表）中「自動販売機」の次に「、全自動調理機」を加え、同様式（裏）を次のように改める。

第7号様式（表）中「自動販売機」の次に「、全自動調理機」を加え、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

【備考を除き許可のみ】

申請者・届出者情報	食品衛生法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1) (2)のいずれかに該当する者があるもの		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別			
	□①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) □②加糖粉乳 □③調製粉乳 □④食肉製品 □⑤魚肉ハム □⑥魚肉ソーセージ □⑦放射線照射食品 □⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) □⑨マーガリン □⑩添加物 (食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) □⑪ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名	受講した講習会	講習会名称 年 月 日	
使用水の種類	自動車登録番号			
	① 水道水 (□ 水道水 □ 専用水道 □ 簡易専用水道) ② □ ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名		認定番号等	
添付書類	□ 施設の構造及び設備を示す図面			<input type="checkbox"/>
	□ (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果			<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
変更情報	変更前情報			
	変更年月日			年 月 日
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第3号様式及び第7号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 5 0 号

杉並区医療法施行細則の一部を改正する規則

杉並区医療法施行細則（平成 9 年杉並区規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（設置届）

第 8 条の 2 法第 8 条第 2 項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出書は、第 1 0 号の 2 様式による。

第 9 条の見出し中「届出」を「開設届出又は設置届出」に改め、同条中「若しくは第 3 項」を「、第 3 項若しくは第 4 項」に、「又は助産所」を「若しくは助産所」に、「又は開設届出事項」を「若しくは開設届出事項又はオンライン診療受診施設の設置届出事項」に改める。

第 1 1 条中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

第 1 2 条の見出し中「失そう届」を「失踪届」に改め、同条中「又は助産所」を「若しくは助産所」に改め、「開設者」の次に「又はオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「失そう」を「失踪」に改める。

第 2 6 条中「及び助産所」を「、助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同条第 2 号中「開設者」の次に「又は設置者」を加え、同条第 3 号中「許可番号」の次に「（オンライン診療受診施設を除く。）」を加え、同条第 4 号中「開設届」の次に「又は設置届」を、「開設年月日」の次に「又は設置年月日」を加え、同条第 5 号中「住所」の次に「（オンライン診療受診施設を除く。）」を加え、同条第 6 号中「助産所」の次に「及びオンライン診療受診施設」を加える。

第 7 号様式から第 1 0 号様式までを次のように改める。

第10号様式の次に次の1様式を加える。

第11号様式を次のように改める。

第14号様式から第16号様式までを次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第7号様式から第11号様式まで及び第14号様式から第16号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第51号

杉並区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

杉並区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年杉並区規則第59号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（）」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第2条第1項中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改める。

第3条第1項中「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「第52条第2項」を「第76条の30第2項」に改める。

第4条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に、「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に改める。

第5条第1項中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に、「第50条」を「第76条の28」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「杉並区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則」を「杉並区マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 5 2 号

杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区特別区税条例施行規則（昭和 4 0 年杉並区規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項ただし書を削る。

第 7 条（見出しを含む。）中「の種別割」を削り、同条の表（6）の項中「軽自動車税（種別割）課税免除申請書」を「軽自動車税課税免除申請書」に改め、同表（7）の項中「軽自動車税（種別割）課税免除可否決定通知書」を「軽自動車税課税免除可否決定通知書」に改める。

第 1 2 条の表（3）の項及び（4）の項中「軽自動車税（種別割）減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改め、同表（5）の項中「軽自動車税（種別割）減免可否決定通知書」を「軽自動車税減免可否決定通知書」に改め、「の種別割」を削る。

第 1 5 条の表（4）の項中「軽自動車税（種別割）納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に改め、同表（5）の項中「軽自動車税（種別割）税額変更（取消）通知書」を「軽自動車税税額変更（取消）通知書」に改め、同表（7）の項中「軽自動車税（種別割）納付書」を「軽自動車税納付書」に改める。

第 1 6 条の 2 の見出し中「の種別割」を削る。

第 1 7 条の表（4）の項中「第 4 6 3 条の 2 5 第 1 項」を「第 4 5 8 条第 1 項」に改める。

附則第 2 項中「の種別割」を削る。

附則に次の 1 項を加える。

6 当分の間、第 6 号の 1 3 様式による特別徴収票については、第 5 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、区長に提出することを要しない。

様式目次中「軽自動車税（種別割）課税免除申請書」を「軽自動車税課税免除申

請書」に、「軽自動車税（種別割）課税免除可否決定通知書」を「軽自動車税課税免除可否決定通知書」に、「軽自動車税（種別割）減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に、「軽自動車税（種別割）減免可否決定通知書」を「軽自動車税減免可否決定通知書」に、「軽自動車税（種別割）納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に、「軽自動車税（種別割）税額変更（取消）通知書」を「軽自動車税税額変更（取消）通知書」に、「軽自動車税（種別割）納付書」を「軽自動車税納付書」に、「督促状（軽自動車税（種別割）用）」を「督促状（軽自動車税用）」に改める。

第6号の13様式及び第6号の13の2様式を次のように改める。

第6号の13様式（第5条の2関係）

年分 特 別 徴 収 票						
支払を受ける者	個人番号					
	住所又は居所					
	年1月1日現在の住所					
	氏 名	(役 職 名)				
区 分	番号	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	特 別 徴 収 税 額		
				特別区民税	都 民 税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及 び第328条の6第1項第1号適用分		円	円	円	円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及 び第328条の6第1項第2号適用分						
所得税法第201条第3項並びに地方税 法第50条の6第2項及び第328条の6 第2項適用分						
退職所得控除額	勤 続 年 数		就 職 年 月 日		退 職 年 月 日	
万円	年		年 月 日		年 月 日	
(摘 要)						
支 払 者	個 人 番 号 又 は 法 人 番 号					
	住 所 (居 所) 又 は 所 在 地					
	氏 名 又 は 名 称	(電話)				

第6号の13の2様式（第5条の2関係）

年分 特 別 徴 収 票						
支払を受ける者	住所又は居所					
	年1月1日現在の住所					
	氏 名 (役 職 名)					
区 分	番 号	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	特 別 徴 収 税 額		
				特別区民税	都 民 税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及 び第328条の6第1項第1号適用分		円	円	円	円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及 び第328条の6第1項第2号適用分						
所得税法第201条第3項並びに地方税 法第50条の6第2項及び第328条の6 第2項適用分						
退職所得控除額	勤 続 年 数		就 職 年 月 日		退 職 年 月 日	
万円	年		年 月 日		年 月 日	
(摘 要)						
支 払 者	住所 (居 所)					
	又 は 所 在 地					
	氏 名 又 は 名 称 (電 話)					

第7号の10様式中「軽自動車税（種別割）課税免除申請書」を「軽自動車税課税免除申請書」に改め、「の種別割」を削る。

第7号の11様式中「軽自動車税（種別割）課税免除可否決定通知書」を「軽自動車税課税免除可否決定通知書」に改め、「の種別割」を削り、

「

税	目
軽自動車税 (種別割)	

」を「

税	目
軽自動車税	

」に、「3箇月」を「3月」に、「6箇月」

を「6月」に改める。

第12号の3様式及び第12号の4様式中「軽自動車税（種別割）減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改め、「の種別割」を削る。

第12号の5様式中「軽自動車税（種別割）減免可否決定通知書」を「軽自動車税減免可否決定通知書」に改め、「の種別割」を削り、

「

税	目	軽自動車税（種別割）
---	---	------------

」を「

税	目	軽自動車税
---	---	-------

」

に、「3箇月」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改める。

第17号様式（表）中「軽自動車税（種別割）納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に改め、同様式（裏）中「3箇月」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改める。

第18号様式中「軽自動車税（種別割）税額変更（取消）通知書」を「軽自動車税税額変更（取消）通知書」に改め、「の種別割」を削り、「3箇月」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改める。

第19号の2様式中「軽自動車税（種別割）納付書兼領収証書」を「軽自動車税納付書兼領収証書」に改める。

第27号の4様式（表）中「軽自動車税（種別割）督促状」を「軽自動車税督促状」に改め、「の種別割」を削り、「第463条の25」を「第458条」に改め、同様式（裏）中「3箇月」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改める。

第47号様式（その1）から（その4）までの規定中「3箇月」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、同様式（その5）中「軽自動車税（種別割）」を

「軽自動車税」に、「3箇月」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、同様式（その6）から（その9）までの規定中「3箇月」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改める。

第47号の2様式（その1）から（その4）までの規定中「3箇月」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、同様式（その5）中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に、「3箇月」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、同様式（その6）中「3箇月」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の2第1項ただし書を削る改正規定、附則に1項を加える改正規定、第6号の13様式及び第6号の13の2様式の改正規定並びに次項及び附則第4項（改正前の第6号の13様式及び第6号の13の2様式に係る部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条の2第1項の規定並びに第6号の13様式及び第6号の13の2様式は、令和8年1月1日以後に支払うべき杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）第37条の2に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第50条の9及び第328条の14の規定による特別徴収票の提出及び交付について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る同法第50条の9及び第328条の14の規定による特別徴収票の提出及び交付については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第7条、第12条、第15条、第16条の2、第17条及び附則第2項の規定並びに第7号の10様式、第7号の11様式、第12号の3様式から第12号の5様式まで、第17号様式、第18号様式、第19号の2様式、第27号の4様式、第47号様式及び第47号の2様式は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、改正前の第6号の13様式、第6号の13の2様式、第7号の10様式、第7号の11様式、第12号の3様式から第12号の5様式まで、第17号様式、第18号様式、第19号の2様式、第27号の4様式、第4

7号様式及び第47号の2様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。